

焼 14 -5001 号  
令和 8 年 2 月 5 日

入札参加資格登録業者 各位

焼津市長 中野 弘道  
( 契 約 檢 查 課 )

### 建設工事入札における工事費内訳書への労務費等の記載について(通知)

公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の改正により、建設業者は、公共工事の入札時に労務費等を明示した工事費内訳書を発注者へ提出するものとされました。

また、国の諮問機関である中央建設業審議会から労務費に関する基準が勧告され、国土交通省からも「労務費に関する基準」の運用指針及び労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドラインが制定されたところです。

については、適正な労務費を伴う契約の推進のため、以下のとおり段階的な制度改正を行いますので、対応されるようお願いします。

#### 記

##### 1 工事費内訳書について

###### (1) 新たに記載が必要となる事項

- ・直接工事費のうち、材料費一式及び労務費一式の額
- ・現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金額
- ・工事原価のうち、安全衛生経費
- ・記載内容は、別紙 電子入札運用基準 参考様式 第 5 号様式（その 1）工事費内訳書を参照。
- ・当面は上記記載を努力義務とし、記載内容の不備等をもって内訳書無効の扱いとはしない。

###### (2) 対象及び適用年月日

- ・令和 8 年 3 月 1 日以降、公告又は指名通知を行う建設工事の入札案件から適用する（ただし、単価契約を行うものは対象外。）。

##### 2 労務費ダンピング調査の実施

###### (1) 調査の目的

- ・工事費内訳書における直接工事費の額が、予定価格の積算の根拠となる直接工事費額に対して、一定の割合を下回っているものは、施工にあたり、下請契約を含めて労務費ダンピングが疑われる。

- ・開札の結果、第一順位の落札候補者の直接工事費額が、上記水準にある場合、落札決定前に、記載の労務費額に関して、採用した「理由書」の提出を求め、適正施工が可能かを判断するもの。
- (2) 調査対象者と調査の方法
- ・開札の結果、第一順位の落札候補者で、労務費額が基準を下回った者
  - ・事後審査型の一般競争入札にあっては、入札執行課（契約検査課）から配置予定技術者の事後審査資料提出要請に併せ、前記「理由書」の提出を要請する。
  - ・指名競争入札にあっては、落札候補者が該当した場合は、落札決定を保留し、落札保留通知の送付に併せ、「理由書」の提出を要請する。
  - ・理由書の提出を経て落札決定する場合、落札決定日は、現行の1日遅れ程度を想定。
- (3) 調査機関への通報
- ・発注者が、理由書の内容に合理的な理由が見いだせないと判断する場合は、建設業法第40条の4の規定に基づき、請負契約の締結情報について、不適当な取引に該当していないか国の調査機関（建設Gメン）への通報を行う対象になる。
- (4) 適用年月日
- ・令和8年4月1日以降に実施予定
  - ・調査要領等の詳細は、後日、別途通知する。

### 3 参考

- (1) 第三次・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000193.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000193.html)
- (2) 労務費に関するポータルサイト  
<https://roumuhi.mlit.go.jp/>

契約検査課 契約担当  
TEL 054-626-1119  
keiyaku\_kensa@city.yaizu.lg.jp